平成２３年（フ）第１０７０号
横浜市旭区上白根町891番地　西ひかりが丘団地18街区６棟402号
債務者　小出　忠英
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１１１号
横浜市南区別所１丁目３番14―1005号
債務者　久保真由実
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１３５号
横浜市旭区柏町７番地７
債務者　菊地ひろみ
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１５３号
横浜市青葉区千草台14番地１　宮の台マンション206
債務者　稲場　敬子
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１５５号
横浜市中区英町10番地２　マリオン横浜英町404号室
債務者　清水　玉紀
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１５６号
横浜市南区大岡１丁目63番２号
債務者　山崎　明彦
成年後見人　野呂　芳子
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３８５号
東京都日野市神明１丁目５番地の12パークヒルズ伊藤201
債務者　古泉　智郁
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４２２号
東京都昭島市玉川町３丁目５番14号シティハイム堀込201号
債務者　江本　　誠
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４２３号
東京都昭島市玉川町３丁目５番14号シティハイム堀込201号
債務者　江本　春恵
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４４１号
東京都小金井市貫井北町３丁目27番14―101号都営アパート
債務者　堂園　良子
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５０６号
東京都調布市佐須町３丁目11番地１レジデンス国領102
債務者　仲尾　大輔
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４９０号
東京都清瀬市中清戸１―544―24、住民票上の住所埼玉県東松山市松葉町３丁目12番34号
債務者　北原　信子
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２６２号
栃木県日光市山口918番地28
債務者　吉崎富弥彦
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２６６号
栃木県大田原市川田93番地
債務者　大平真由美
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２７０号
栃木県宇都宮市今宮１丁目20番２号　飯塚ハイツ103、前住所埼玉県深谷市折之口174番地１
債務者　青木　通男
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係